

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

令和7年4月1日
栃木県国民健康保険団体連合会

本会は、すべての職員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活・子育てとの調和を図り働きやすい雇用環境の整備を図るため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1：計画期間内に育児休業の取得率を次の水準にする。

男性職員・・・取得率を85%以上にする ※政府目標85%（令和12年）

女性職員・・・取得率を100%にすること

<対策>

令和7年度～

- 育児休業者に対し、取得前及び復帰前後それぞれ1回以上の面談を実施。
- 妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための相談窓口の設置。
- 育児休業中の職員に、在職課より定期的な資料送付等による情報提供。
- 男性職員も育児休業を取得できることの周知及び育児休業取得希望者を対象とした事前説明等の実施。

目標2：職員一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を30時間未満とするとともに、柔軟な働き方を実現するための措置等を検討する。

<対策>

令和7年度～

- 所定外労働短縮に向けた調査研究及びノー残業デーの設定による時間外労働の縮減。
- 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置として、3歳から小学校就学前の子を養育する職員に対し、養育両立支援休暇（5日/年）を創設。
休暇例）保育園等の運動会、お遊戯会、面談、入園（卒園）式など
- 時差出勤等、柔軟な働き方を実現するための措置。

目標3：年次有給休暇取得の促進として、取得日数を1人当たり平均年間12日以上とする。

<対策>

令和7年度～

- 年次有給休暇取得を促進するために、土日・休日を含めた連続休暇を年2回以上取得するよう周知徹底を図る。
特に、5月のゴールデンウィーク及び年末年始休暇に合わせて取得するよう徹底する。
- 各課において年次有給休暇の取得計画を策定し、計画的な年休取得（月1回以上）に努めるよう、周知徹底を図る。